

# 受領義務論と受領遅滞責任論との関係は 今後どう解すべきか (三)

——両者の議論の峻別の提唱——

奥  
富  
晃

- 一 序 論 (以上本誌一九卷三号)
- 二 わが国における議論の展開過程
  - 1 現行民法典(起草者)の立場 (以上本誌二〇卷二号)
  - 2 受領遅滞についてのいわゆる法定責任説の展開  
——とりわけ鳩山博士によるその展開——
  - 3 末弘博士による反論  
——いわゆる債務不履行説の展開——
  - 4 我妻説の展開  
——我妻博士による末弘説の発展化—— (以上本号)
- 三 検 討
- 四 むすびに代えて

## 二 わが国における議論の展開過程 [承前]

### 2 受領遅滞についてのいわゆる法定責任説の展開

——とりわけ鳩山博士によるその展開——

今日、いわゆる法定責任説と呼ばれている見解。これが、本節でみる議論である。日本民法学史上、「立法者(起草者)の考え方による民法典の解説・注釈」の時代<sup>(1)</sup>の次に出現したドイツ法学全盛の時代<sup>(2)</sup>にあって、受領遅滞の問題もその例外にもれず、ドイツ法学の圧倒的な影響の下で議論が進められた。このような中で、当時たちまち通説化するに至ったのが、いわゆる法定責任説<sup>(3)</sup>である。この時代には、当時を代表する学者のほとんどすべてがこの見解を主張し、もしくは支持していたと誤りはないと思われるが、中でも、鳩山博士が、単に体系書<sup>(4)</sup>の中でこれを説かれたのみならず、「債権者ノ遅滞」という大論文<sup>(5)</sup>においてこれを詳細かつ強力に展開されたという意味において、その中心的存在であったといえるであろう。そこで、とりわけ、この論文によって展開された鳩山博士の見解に焦点をあてて、その主張をみていくこととする。ここでも、本稿の考察にとって重要と思われる部分に着目しつつ、鳩山博士の論理を追っていくこととしよう。

#### (1) 鳩山博士における「受領遅滞の本質」に関する議論

#### (イ) 鳩山博士における受領遅滞制度の存在理由についての理解

鳩山博士は、ローマ法に淵源を發する受領遅滞制度の沿革を、主にドイツの文献に依拠して紹介<sup>(7)</sup>されたのち、受

領遅滞の本質について議論を進められる。博士はまず、受領遅滞という制度は法律上なぜ認められているのかについて見解を述べる。それは、博士によればこうである。「債権関係は一定の給付を内容とし一定の目的の為に存立する限時的法律関係」であり、「永久的関係を成立せしむるものにはあらずして、聽て解消せらるべき限時的関係を成立せしむることを以て其本体と為す。之を債権者の方面より言はば其目的を達する為めの権利なり。之を債務者の方面より言はば夫の目的を達せしむるまでの拘束なり。」そして、弁済（履行）は債権関係の解消を内容とする行為であつて、これによつて債権者はその目的を達し、債務者はその拘束を免れる。したがつて、その本来成立すべき時期に履行が成立することは、債権者の利害に關係するのみならず、また切に債務者の利害に關係する。

ところで、多くの場合、債務の履行は、債権者の協力がなければ成立させることができない。そこで、もし債権者が協力しない場合には、債務者保護の問題が生ずる。まず、このための方法として三種のものが考えられる。第一の方法は、拋棄の制度 (Derelictio) であり、第二は供託であり、そして第三は、自助売却 (Selbsthilfeverkauf) である。このうち、拋棄は、わが民法では認めておらず、また、わが民法上の自助売却は供託付属の制度であつて、供託から独立した制度（債務者は売得金を給付する必要はあるにせよ供託する必要はないという制度）ではない。供託の準備行為にすぎず、債務者は売得金を供託することを要する。

しかし、以上の方法では、債務者の被る不利益を回避させる手段として未だ十分とはいえない。もし債務の目的たる給付が物の給付でないならば、供託や自助売却は利用できないし、また債権者の行為があつてはじめて給付の目的物やその範囲が確定される場合には、債務者は、特定していない物の供託や売却はできない、などのことがあるからである。これらの場合に、直ちに債権関係を消滅させるといふのはもとより不当であるが、債務者の危険と負担とにおいて債権関係が存続するものとするのは、また事理に反し、かつ債権の限時的性質に反する。これが、供託等の制度を離れて、債権者遅滞という独立の法律事実を認める実際上および理論上の根拠である。わが民法

は、四一三条で、明らかに独立の法律事実として、債権者遅滞を認めている。わが民法上、これを独立の法律事実とすべきことは疑いを容れない。<sup>(8)</sup>

博士は、以上のように述べられたのち、「上来余は債権者遅滞が理論上及び我民法の成文上、独立の制度にして独立なる法律事実なることを論述せり。然るに之を以て独立なる制度なりと認めず或は債権行使の義務なるものを前提して債権者遅滞は債務者遅滞と異らざるものとし、或は又債権者が遅滞の責に任ずるは其過失の責に任ずるに過ぎざるものと論ずる学者独仏に其数乏しからず。我国に於ても此説に従ふものと認むべき有力なる学者あり。加之、之等の学説は債権者遅滞の効果に付て自ら又重要なる影響あるが故に次節以下に於て之を詳論し、債権者遅滞の本質を明にせんと欲す。」<sup>(9)</sup>として、債権者の受領義務（債権者は受領義務を有するや否や。若し受領義務を負ふものとせば其性質如何）に関する論述に入っていく。

(四) 鳩山博士における「債権者の受領義務」についての議論

博士は、債権者の受領義務の存在について消極に解することを表明し、その論証手段として、まず (a) 受領義務を認める立場の論拠に言及し、次いでさらに、(b) わが民法上、債権者の受領義務（債務者側から捉える場合、博士の表現によれば、債務者の履行をなす権利）の存在について消極に解すべき積極的論拠を提示するという論法をとられる。まず、(a) については次のように言う。わが民法の解釈上、明らかに受領義務を認める論者は梅博士であるが、梅博士においては受領義務を認める論拠が明らかでない。おそらくは、フランスの学説に従って、債務者は履行をなすにつき諸種の利益を有するがゆえに、当然にまた、法律上履行をなす権利を有し、したがって、債権者は履行を受ける義務を負うと解したのではないか。<sup>(10)</sup>しかし、鳩山博士は、もしこのような理由だとしても、これでは論拠として不十分だと批判する。すなわち、「法律が或る人の利益を保護するは常に必ず其人に権利を与ふるの形式によるものにあらず、又必ずしも其人が其利益に付て権利を有するが故にあらず、故に債務者が履行を為すことに付

て正当なる利益を有し法律之を保護とするも、未だ直ちに履行を為すの権利を与ふるものと言ふべからず又履行の受領せられざる場合に付て債務者が法律上の保護を受くることあるも、之を以て直ちに債務者が履行を為すの権利を有するが為めなりと為すことを得ず、其権利たり、たらざるは法律が之を権利として認めたりや否やによりて決せざるべからざるなり」<sup>(11)</sup>

こうして、博士は、上記(b)の作業に移る。<sup>(12)</sup> 受領義務否定の論拠は四つにわたる。それらは次のとおりである。① 権利はその性質上当然、これを行使する義務を伴うものではない。権利を行使するかどうかは、原則として権利者の自由である。したがって、例外として、権利の行使が権利者の義務であるとしようとする場合には、これを義務と認める法律の規定を要する(たとえば、親権についての民法八七九条〔現行八二〇条〕のように)。そうであるのに、債権についてはこのような義務を認める法典上の根拠はない。ゆえに、債権の行使すなわち履行の受領を債権者の義務と解するのは誤りである。② 免除に関するわが民法の規定によれば、債権者に受領義務がないことは明らかである。わが民法上、免除は、債権者の一方的意思表示によって行うことができる。すなわち、単独行為である。もし債権行使の義務というものがあんならば、単独行為による免除を認めることはできないはずである。③ 民法四一三条を根拠に、債権者の受領義務を認めるとすれば、これも適切ではない。もし受領義務というものが存在するのであれば、四一三条はまったく無用の規定とならずだからである。すなわち、受領が債権者の義務であるならば、受領しないことは義務違反または債務不履行となり、損害賠償義務を成立させる。したがって、特に債権者遅滞という制度を、債務者の保護のために認める必要はないはずである。受領義務というものが存在せず、そして、履行の成立について債務者の有する利益を法律上保護する必要があるために、四一三条(債権者遅滞という制度)が必要となるのである。民法が特に四一三条を設けたのは、債権の性質上受領義務というものはないとしたためである。④ 一般の債権について受領義務を認めることは、社会観念に反し不当である。これを認めるなら、たとえ

ば、一定期間、子女のために家庭教師を雇った者は、教師の不適任性に気づいた場合にも、報酬を払うほか、なお当該教師に子女を教育させる義務を負うことになり、あるいは、乗船切符を購入した者は、乗船の権利を有するのみならず、乗船の義務を負うこととなってしまうのである。<sup>(13)</sup>

こうして、鳩山博士によれば、「債権者が受領義務を有せざること上来論述したるが如し。故に債権者が履行を受領せざるは義務違反にあらず、債権者遅滞は義務違反を本体とする法律事実にあらず。此点に於て債権者遅滞は債務者遅滞と本質を異にすること明なり。」<sup>(14)</sup>

もつとも、鳩山博士は、当事者が特約によつて受領義務を定めることは、債権を行使するかどうかは債権者の自由であつてその行使は義務ではないという債権の性質（本質）に反することはないとし、これを認められる。たとえば、売買契約の当事者が特約によつて買主の引取義務を定めることである。<sup>(15)</sup> では、博士によれば、この場合にはなぜ、解釈上受領義務を認めるといふ場合とは異なるのか（この場合にはなぜ「債権の性質に反することはない」のか）。これについての博士の回答はこうである。「此場合に於て買主の給付を受くることは其権利の内容を為すと同時に又其債務の内容を為すを以て、若し債権者が其給付を受けざるときは債権者遅滞を生ずるのみならず、債務者遅滞の要件をも備ふるときは（特に給付を受けざるに付て過失あるとき）債務者遅滞をも生ずるものとす。然れども債権が同時に債務たるにはあらず又債権行使の義務ありと認むべきにあらず、同一の給付が債権の内容たると同時に債務の内容たるなり。故に債務者遅滞を生ずるは債権不行使の爲めにあらずして、債務を履行せざるが爲めなり。固より債権者遅滞が義務違反となり、又は債権者遅滞より債務者遅滞と同一の効果を生ずるにあらず。」<sup>(16)</sup>

## (2) 受領遅滞の成立要件

鳩山博士は、受領遅滞の成立要件として過失の存在は不要であるとされる。理由は以下のとおりである。<sup>(17)</sup> ① 受

領遅滞を規定する民法四一三条の文言上、過失は要件とされていない。ことに法律は、債権者が受領不能の場合にも受領遅滞が成立するものとし、そしてこの不能の理由を問題としていない。② わが民法上、債権者は受領義務を負わない。ゆえに、債務者遅滞の場合に準じて過失を必要とすると論ずることはできない。すなわち、債権者は受領義務を負わない。ゆえに、遅滞の効果として一般に損害賠償の義務を負うことはない。したがって、過失なければ損害を負担せずとの原則 (Verschuldungsprinzip) によつて過失の存在を前提とする、と論ずることはできない。

③ 受領遅滞の効果として、債権者は損失を被る。けれども、これは、自己の権利を行使しないことによつて被る当然の損失であつて積極的損害賠償の義務ではないから、過失を前提とすることを要しない。④ 債務者が責任の軽減を受けるのだから債権者の過失を要する、との見解も適切でない。近世の法律は、損害賠償義務の発生につき、無過失責任を認める場合もある。そうであれば、いわんや、積極的損害賠償を認めるのではなく、単に他人の責任を軽減するについては、行為者に過失のあることを要しないとすることも理論上まったく支障はない。

### (3) 受領遅滞の効果

鳩山博士は、債権の本質 (限時的性質) および受領遅滞を設けた根拠に基づけば、受領遅滞からは、① 債権関係の消滅に対する効果、② 債務者の責任に対する効果、③ 増加費用に対する効果、④ 双務契約において反対給付請求権に及ぼす効果という四つの効果が生ずるといふべきだとされる。<sup>(18)</sup> ① ないし④を受領遅滞の効果とすべき、より具体的な理由内容、およびこれら効果のより具体的な内容は、博士によればこうである。

① について。「債権は限時的性質を有し、限時的に債務者を拘束するを以て其本質とす。債権者遅滞の制度は此債権の限時的性質に基きて法律の之を認めたるものなり。故に債権者の不受領あるがために債務者の拘束を永続せしむるは債権の本質に反し且債権者遅滞を認めたる法律の目的に合せず。」(ここで法律のとるべき道には二つあ

る。第一は、債権者遅滞によって直ちに債権関係を断絶させてしまうこと。第二は、債務者の一方の行為によって債権関係を終了させる方法を認めることである。後者が、近世法のひろく認めるものであり、わが民法が認める供託もこれに属する。そして、民法四九四条の規定において供託の要件として挙げているところは、債権者遅滞の要件に比べて厳格ではない。したがって、いやしくも債権者遅滞が存在するときには供託の要件を具備することは明らかである。ゆえに、債権者遅滞の効果として債務者が供託権を取得することは、解釈上疑いがない。<sup>19)</sup>要するに、博士によれば、①の効果の内容は、供託権の発生ということである。

次に、②について。博士は言う。債権者遅滞の結果として当然に債権関係が消滅することを認めることはできないにせよ、もし債権者の不受領がなければ債務者はその拘束を、履行提供の時に免れたはずである。したがって、債権者遅滞以後において存続する債権関係は、遅滞以前における債権関係とその効力を違えることを以て正当とすべきである。すなわち、「債権関係の内容たる法律上の連鎖は債権者遅滞の為に多少の弛緩を受け即ち債務者の責任の軽減を生ずるを以て理論上正当なりとす。」<sup>20)</sup>では、この点でどのような効果が具体的に考えられるか。それらは、以下のとおりである。

① まず、民法四九二条が定める効果（弁済提供の効果）だというべきである。なぜなら、もし弁済の提供に応じて債権者が弁済の受領をしたときは、債権はこれによって消滅し、爾後、債務者が不履行によって生ずべき何等の責任も負わないことは当然である。ゆえに、この規定は、債権者が受領をしない場合を規定したものであり、つまりは債権者遅滞の効果を定めたものと解さなければならぬからである。

四九二条にいう「債務の不履行より生ずべき一切の責任を免れる」ということの具体的意味は、(i) 債権者は遅延利息その他履行遅滞による損害賠償を請求することができない。(ii) 債権者は質権や抵当権を実行することができない。(iii) 債権者は予定賠償額または違約金を請求することができない。(iv) 債権者は契約の解除権を行使するこ



とができない。(v) 地主は、永小作料または地代支払いの二年以上の懈怠を理由として、永小作権または地上権の消滅を請求すること(二六六条、二七六条)ができない、ということである。<sup>(21)</sup>

⑥ 債務者は爾後軽過失の責任を有することなく、単に、故意または重過失についてのみ責任を有することとなる。この効果を認めることが、債権者遅滞を認めた法律の目的(趣旨)に照らして正当である。条文上の根拠は、民法六五九条の類推適用である。<sup>(22)</sup>

⑦ 約定利息の発生停止。「蓋し履行期以後に生ずべき利息は性質上遅延利息にして約定利息にあらず唯利率のみ約定利率に従ふに過ぎざるを以て(四一九条)債権者遅滞以後債務不履行の効果たる遅延利息債務を生ぜざると同一の理由に因り約定利息債務も発生せざるものと解するを正当とするが故なり。」このように解することが、公平の原則にも合致する。<sup>(23)</sup>

⑧ ③について——保管費用および弁済費用、すなわちいわゆる増加費用の償還請求権——。博士によれば、わが民法上、受領義務又は過失(という要件)を認めることはできないので、そしてまた、債権者遅滞の場合において、無過失責任(無過失損害賠償義務)を認める必要は存在しないので、一般的損害賠償請求権(全部の損害賠償)を認めるべき根拠はない。けれども、費用の償還請求権は当然に認めるべきである。なぜなら、債務者は本来、履行期において履行をすべき拘束を受けるにとどまる。したがって、債権者遅滞以前における保管費用および第一回の弁済費用は債務者が負担すべきは正当であるが、債権者遅滞以後における保管費用および再度の弁済提供の費用は債権者の不受領によって特に増加したものであるから、これを債務者に負担させるべきではないからである。のみならず、債権者遅滞中も目的物を自己の財産における同一の注意を以て保管しなければならぬ債務者にとって、もしこの費用の償還が認められなければ、保管を怠ることによって損害賠償義務を負うに至るか、自己の損失において保管を続けるかしかない。けれども、債務者は、履行をするについて自己の側でなすべきことの一切をすでに了

しているのであり、それにもかかわらず、債務者をこのような不利益な地位に陥れるのであれば、不公平といわざるを得ないからである。<sup>(24)</sup>

そして博士は、条文中の根拠としては、四二三条と四八五条との二つを挙げられる。<sup>(25)</sup> (i) 四一三条について——同条は債権者が遅滞の責に任ずる旨を規定している。したがって、その責任の内容たるものがあるはずである。四九二条では、債務者が不履行によつて生ずべき一切の責任を免れると定めるが、これは不履行を原因とする法律効果が生じないことを消極的に規定するにとどまるものであるから、これを以て、積極的に債権者の責任を定めたと解することはできない。また、債務者が供託権を取得することも、これによつて債権者が義務を負うことにならないので、同様に、債権者の責任を定めたとはいえない。そして、他に、法律が債権者遅滞による責任の内容として特に規定したものは見当たらない。したがって、もし費用償還義務をも認めないならば、四一三条はまったく内容を有せず存在価値のない規定ということになってしまう。「然るに第四百十三条に『債権者ハ遅滞ノ責ニ任ズ』と規定せる字句は此の如く内容を有せざる無用の文字と解釈するを必要とするにあらず。遅滞以後に於ける債務の履行に付ては債権者が責任を有し、履行上必要なる事項に付ては債権者が其負担に任ずる旨を規定したるものと解するを寧ろ自然の解釈とす。」<sup>(26)</sup> こうして、博士は、「第四百十三条のみに依るも所謂増加費用の償還義務を認むるを正当とす」というのである。

(ii) 四八五条について——四八五条但書に照らして考えるとき、債権者の受領拒絶によつて弁済費用が増加したときは、当然、同条によつて、債権者みずからこの増加額を負担すべきである。のみならず、同条を設けた法律の目的について考えるとき、債権者側に存在する事由による履行費用の増加は、債権者がこれを負担すべきものであることは明白である。なぜなら、同条但書は、債権者側における過失の存在を問題としていない。それゆえ、単に弁済費用増加の原因が債権者について存することを要するのみと解すべきものだからである。



限って危険の移転を生ずるといふべきである。<sup>(27)</sup>

#### (4) 鳩山説の整理

(イ) 「受領義務ないし引取義務の認否、その理由」 鳩山博士は、債権者の受領義務を否定される。もつとも、当事者が特約によつて受領義務（たとえば売買において引取義務）を定めた場合における当該義務を否定されるものではない。これらの理由は、すでに紹介したとおりである。

(ロ) 「受領義務ないし引取義務の認否と受領遅滞の法的性質論との関連づけ」 鳩山博士は、受領義務の認否の問題は、受領遅滞の法的性質をいかなるものとみるべきかの問題に論理必然的に結び付く（直結する）との前提に立つて、議論を展開されている。すなわち、すでに紹介した「受領遅滞の本質」に関する博士の議論が端的に示すとおり、博士の論法は、受領義務を否定することによつて、受領遅滞は義務違反を本体とする法律事実ではないと結論づけるものである（「債権者が受領義務を有せざること上来論述したるが如し。故に債権者が履行を受領せざるは義務違反にあらず、債権者遅滞は義務違反を本体とする法律事実にあらず。」<sup>(28)</sup>）。これは、受領義務を認めれば受領遅滞の本質は債務不履行とみるべきこととなるとの認識・理解を自明の前提とすればこそその論法だといわなければならない。博士のこの認識は、受領遅滞の要件に関する議論部分、また効果に関する議論部分（上記③④）にも、如実にじみ出ている。すぐあとの(5)(イ)にも指摘するとおり、以上の点は、鳩山説の特徴であるとも評することができるであろう（なお、博士がそもそも、受領義務を認めればなぜ受領遅滞を債務不履行責任とみるべきことになるかについては、(5)(イ)(ロ)参照）。

もつとも、当事者の特約に基づく受領義務についてはこれを認める博士によれば、この義務の違反は、過失の存在を要件として、もっぱら債務者遅滞の問題であり、受領遅滞の問題ではない。すなわち、博士は、債権者（たとえば買主）が債務者（売主）との特約によつてみずから受領義務を負担したにもかかわらず、債務者の給付を有責的

に受領しない場合には、法律上、一方、受領遅滞が成立するとともに、他方、特約によって負担した債務としての受領義務の違反という債務不履行（債務者遅滞・履行遅滞）の問題になるとされる。

(イ) 「弁済提供の効果と受領遅滞の効果との関係、およびそれぞれの個々具体的な効果」 鳩山博士は、四九二条（弁済提供の効果）は、債権者が受領をしない場合を規定したものと当然解することができるから、この規定は受領遅滞の効果を定めたものであるとされる。すなわち、この点で、弁済提供の効果と受領遅滞の効果とはまったく異なるものと考えている。しかし、博士が認める受領遅滞の効果は、上述のとおり弁済提供の効果に限らないから、結局われわれは、鳩山説を、弁済提供の効果は受領遅滞の効果に含まれるとする説だと評してよいであろう。なお、この点で興味深いのは、博士は、弁済提供の効果は受領遅滞の効果であるというとき、弁済提供の効果は、四一三条にいう「債権者は遅滞の責に任ず」の文言解釈から導かれるのではないと考えておられるように思われることである。博士によれば、四一三条にいう「遅滞の責」とは、（博士いうところの）積極的責任（博士によれば、増加費用の償還義務の発生）を意味するものであるという。

弁済提供の効果（したがって、博士における受領遅滞の効果の一内容）の具体例は、すでに紹介したとおりである。

(二) 「受領遅滞の成立要件としての過失の要否」 博士は、受領遅滞の成立要件に過失の存在を要求しない。その理由は、(2)①ないし④のとおりである。

(5) 鳩山説（鳩山論文）の意義および特徴、疑問点

(イ) 「意義および特徴」 鳩山説の意義は何といっても、主張の個々の根拠を論理的にきわめて詳細に提示し、當時において、すでに通説であった法定責任説の地位をさらにゆるぎないものとした点にあるといえるであろう。鳩山説では、受領義務不存在の根拠、受領遅滞の要件（過失不必要）の根拠、さらにまた、受領遅滞から生ずる個々の

効果の根拠が、実に詳しく説明されているのである。そしてこの際、①債権者の受領義務を認めることは、債権が同時に債務となること、債権者に債権行使の義務ありと認めること、を意味するとの理解・認識に立ち、これを前提として論理を進めている点、および、この①の認識と連動して、②受領義務を認めることは受領遅滞を債務不履行責任とみるべきことになるとの理解に立ち、受領義務の存在の否定を、受領遅滞の法的性質問題（受領遅滞を債務不履行の制度とみるべきではないこと）の論証手段として使っている点に鳩山博士の議論の特徴を見出すことができるといえよう。けれども、これらが同時に鳩山説の疑問点を形成するように思われる。

(ロ)〔疑問点〕

① 上述のとおり鳩山博士は、受領義務を認めることは、債権が同時に債務となること、すなわち、債権の行使を債権者の義務と認めることであると把握し規定して、議論を展開される。まず、この点に注意する必要があるであろう——なお、この際、鳩山博士において債権者における「債権を行使する」義務とは、その主張の内容から明らかなおり、債権者が債務者の債務履行を積極的に請求するという意味に限らず、債権者が債務者の債務履行を「受領する」という、いわば消極的ないし受動的な行為も「債権行使」の一場面であると考えることが前提となっている。したがって、ここでは、この意味での「権利の行使」と「債権の行使」とは同義のものとして認識されている——。鳩山説の主張の源泉は右の点にある。すなわち、受領義務の肯定は債権が同時に債務となることの肯定を意味するとの右の認識のゆえにこそ、博士は、①受領義務を認めることは受領遅滞を債務不履行責任とみることになる、と当然に考え（受領遅滞は債権の不行使であり、そして、受領義務を認める場合には、債権が同時に債務であるから、債権の不行使は結局債務不履行ということになる、すなわち、受領遅滞は債務不履行となる、という論理）、かつ、これは、債権の本質（債権を行使するかどうかは本来自由であること）に反すると認識される。のみならず、②当事者が特約によって受領義務を定める場合には、これは別であって承認してよい、この場合には債権とは別個の債務を当事者が設定す

るものであるから、これは当然に認めてよく、そして、この場合における当該義務の違反（債務の不履行）は債務者遅滞の問題である、と解されることになるのである。

しかし、債権が、債権者が債務者に対してある一定の行為をすべきことを要求しうる権利だと一般にいわれることからすれば、債権が同時に債務となるということ、すなわち、債権行使が債権者の義務であるということは、「債務者に対してある一定の行為をすべきことを要求しうる権利を行使する義務」が債権者の義務である、という意味にまで至るべきものとなりはしないであろうか。そして、この帰結はいくら何でもいき過ぎであり、鳩山説もその内容からみて、このような帰結を前提として批判を展開するものではないことは明らかである。そうであれば、鳩山説が批判した論者が、解釈上、債権者に受領義務を認めるというとき、このことは確かに、受領権（能）の当然にある債権者に、受領の義務をも認めることを意味するにせよ、これを称して、債権が同時に債務となるもの、債権者に債権行使の義務ありと認めるもの、と意味を規定することは、必ずしも的確ではないのではあるまいか。<sup>(29)</sup>

そこで、これを踏まえて考えるとき、たとえば、論者が受領義務を認めるとする場合の一般的典型例である、売買における買主の引取義務についていえば、それは、買主の側に、彼の債権（受領権能を当然に含む）と並んで、彼の債務として、代金支払義務と並べて、引取義務を解釈上認めるという（だけの）意味であると理解することではまずいであろうか。<sup>(30)</sup> 現に、鳩山博士が批判の対象とした梅博士においては、受領義務を認めるという場合のこの義務の位置づけは、このようなものであったとすることができるであろう。<sup>(31)</sup> 同様に、前節に紹介した穂積博士による四一二条（修正案）・現四一三条の起草説明をみても、当初、売買契約のところに買主の引取義務（受領義務）を規定していたことの意味は、右のことであったと考える。<sup>(32)</sup> したがって、このような意味において、「債権者に受領の義務を認めるのは、別に債権の本質に反することではない」といいうるのではなからうか。<sup>(33)</sup> ところで、このような場合、そこでは、債権者が債務者の弁済提供を受領しないというとき、客観的には、受領権（能）不行使の面を捉えて受

領遅滞、受領義務不履行の面を捉えて義務違反と評価しうる余地ないし素地あることもなるように思われる。

すなわち、より具体的にいえば、鳩山博士が批判した論者の説につき、受領義務を認めるといふことの意味が鳩山博士の理解とは異なり、以上のような意味でありうる」とすると、かかる論者が受領義務を認めるとする場合、その違反（不履行）の場合の処理につき、当該論者の意向は別にしても、客観的にみれば、受領遅滞責任と切り離し、これを債務者遅滞・履行遅滞の問題として考えていくことも論理上十分可能だということになってくるであろう。そうであれば、受領義務の否定を、受領遅滞を債務不履行責任とみるべきではないことの論証手段として用いられる鳩山博士の論法は、必ずしも十全の説得力を伴うものともいえなくなつてくるであろう。この論法が的確に機能するためには、受領義務の肯定は、受領遅滞を債務不履行責任とみるべきことにのみ結び付くとの前提があることが必要はずだからである<sup>35)</sup>——もつとも、受領義務を認めればこの義務違反が履行遅滞となる論理的可能性は、鳩山博士自身も他方で明確に認識されていたところである(①)(b)③参照)。そこで、もしこの点を強調して取り上げるとすれば、このことと、受領義務を認めれば受領遅滞は債務不履行責任とみるべきことになるとの前提の下に、受領義務を否定して受領遅滞の債務不履行性を否定される鳩山博士の論法との間には、いささか矛盾が感じられなくもない——。

そして、上述のところからは、同様にまた、当事者の特約による受領義務の場合と、解釈によって受領義務を認めるといふ場合とで、この義務違反の場合の法的処理を別のものと捉えられる鳩山博士の考え方にも疑問が感じられるところとなつてこよう。すなわち、受領義務を解釈上認めても債権が同時に債務となるといふのは法的・理論的には意味が異なるとすれば、鳩山博士が特約による受領義務の違反の場合に認められる法的処理の方向は、解釈によって受領義務を認めるといふ場合にも、同様に妥当しうることになるのではあるまいか。換言すれば、受領義務（具体的には、たとえば買主の引取義務）の認否の問題とは、法律や当事者の特約がない場合であっても、それら



がある場合と同様の法的処理・帰結を解釈論によって認めうるか否か、という問題だと捉えることが十分に可能となってくるのではあるまいか。

⑥ なお、上述(4)に関連するところでは、同所において確認したとおり、鳩山博士は、弁済提供の効果(四九二条)を受領遅滞の効果として認めるが、ここでは、四一三条を併せて根拠条文とすることはされないようである(債務者における注意義務の軽減といった効果についても同様)。すなわち、博士は、四一三条にいう「遅滞の責に任ず」というのは「債権者の積極的責任」の意味であつて、弁済提供の効果のような、(債務不履行から生ずる責任の不生発という)消極的效果の意味ではないと解するようである。しかし、四一三条の意味は、要するに、受領遅滞の場合には債権者が不利益を受けることになるということであるから、債権者は、博士言うところの「積極的責任」を負うことに限らず、弁済提供の効果その他の責(不利益)をも負うと解して何ら不自然ではないと思われる。条文的にも、四一三条の要件には「履行の提供があること」があるのだから、債権者は四九二条のみならず、四一三条をも根拠として、弁済提供の効果、すなわち、たとえば「債権者は遅延利息その他履行遅滞による損害賠償を請求することができない」という遅滞の責に任ずる(不利益を負う)、といつて何らおかしくないのではなからうか。同様に、たとえば注意義務の軽減については、受領遅滞の場合には、債権者は「債務者の注意義務が軽減されてもそれを甘受しなければならない」という遅滞の責(不利益)を、四一三条に基づいて負うということである。四一三条そのものの解釈としてこのような帰結を導くことも、十分に可能であろう。そうだとすれば、同条の「遅滞の責」の意味を積極的責任(債権者における、増加費用の償還義務)に限る鳩山博士の理解は、いささか硬直にすぎるといえるのではあるまいか。

さて、鳩山説について、その他なお個々的には焦点をあてるべき事柄がありうると思われるが、ここでは本稿の問題との直接の関係という観点から、一応以上を指摘するにとどめ、続いて次節に進むこととしたい。

## 注

- (1) 星野英一「日本民法学史(1)」月刊法学教室八号(昭五六)三七頁以下参照。
- (2) 星野・前掲論稿三九頁以下参照。
- (3) なお、「法定責任説」という名称は、のちの学者による命名である。これがいつごろから用いられ出したのかは必ずしも明確ではないが、私の知る限りでは、三島宗彦「債権者遲滞」『総合判例研究叢書民法(18)』(有斐閣、昭三七)五頁が嚆矢ではないかと思われる。そしてこれは、おそらく、於保博士が法律学全集の『債権総論』(有斐閣、昭三四)一〇八頁で「通説および判例は、権利絶対思想の上に立つ民法の体系の下においては、債権者の受領義務は、慣習または特約に基づく場合のほかは、一般には認めえない」として、受領遲滞責任は信義則に基づく法定責任であると解している。」と解説されたのを捉えての命名ではないかと推測される。ちなみに、三島・上掲書以前では、たとえば、「受領遲滞は債務不履行でないとする説」(片山金章「受領遲滞」(債権者遲滞)一谷口知平・加藤一郎編『民法演習Ⅲ』(債権総論)』(有斐閣、昭三三)五五頁)とか「債務不履行否定説」(加藤一郎『民法教室債権編』(法令出版社、昭三三)二七二頁)とかという名称の下で分類整理されている。
- (4) 鳩山秀夫『日本債権法(総論)』(岩波書店、大五)一四六頁以下、同「増訂改訂日本債権法(総論)』(岩波書店、大一一)七〇頁以下。
- (5) 鳩山秀夫著『債権法における信義誠実の原則』(有斐閣、昭三〇)における我妻博士による序(同書二四頁)参照。この「債権者ノ遲滞」は、法学協会雑誌の三四卷五号、八号、九号、一一号、一二号(大五)に連載され、のちに、若干の加筆・修正(すなわち、若干の改説箇所あり)の上、鳩山博士の論文集『民法研究第三卷』(岩波書店、大一一)一一二頁以下に収録された。そして、これがさらに、後年、我妻博士編集による上掲『債権法における信義誠実の原則』八九頁以下に収録された。以下では、参照上の便宜という意味において、『債権法における信義誠実の原則』での該当頁をも掲げておくこととする。なお、本文で以下紹介する鳩山説のうち、『民法研究第三卷』収録の際に博士が改説された部分については、これを博士の確定した立場であると考え、したがって、これに沿って紹介することとする(改説前の見解については、それぞれ注で触れる)。
- (6) その他、この時代において法定責任説を唱えるものとしては、たとえば、すでに横田秀雄「債権総論」(清水書店、明四一)二四四頁以下、石坂音四郎『日本民法第三編債権第二卷』(有斐閣書房、明四五)六〇五頁以下(なお、四五頁も参照)。さらに、川名兼四郎『債権法要論』(金刺芳流堂、大四)一三五頁、一三八頁以下、中島玉吉『民法釈義卷之三債権総論上』(金刺芳流堂、大一一)三六〇頁以下、三瀧信三『債権法提要総論第一』(有斐閣、大一一)一五五頁以下、などがある。

- (7) 鳩山・法学協会雑誌三四卷五号四頁以下、同『民法研究第三卷』一二六頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』九二頁以下。
- (8) 鳩山・法学協会雑誌三四卷五号一〇頁以下、同『民法研究第三卷』一三三頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』九七頁以下。なお、「内は、法学協会雑誌における原文では漢字・片仮名文である。以下、鳩山説について」でくくって引用する場合について同じ。
- (9) 鳩山・法学協会雑誌三四卷五号一六頁、同『民法研究第三卷』一三九頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一〇〇頁。
- (10) 鳩山・法学協会雑誌三四卷八号六二頁以下、同『民法研究第三卷』一四〇頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一〇一頁以下。
- (11) 鳩山・法学協会雑誌三四卷八号七〇頁以下、同『民法研究第三卷』一四九頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一〇四頁以下。
- (12) 「法律は債務者に履行を為す権利を与へたりや否や。余は我民法の解釈上此権利を認むべき何等の根拠無きを信ずと雖も、上述の如く、沿革上及び解釈上有力なる積極説無きにあらざるを以て稍詳しく消極説の積極的論拠を論ぜんとす。」鳩山・法学協会雑誌三四卷八号七一頁、同『民法研究第三卷』一五〇頁、同『債権法における信義誠実の原則』一〇五頁。
- (13) 鳩山・法学協会雑誌三四卷八号七一頁以下、同『民法研究第三卷』一五〇頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一〇五頁以下。
- (14) 鳩山・法学協会雑誌三四卷八号八〇頁、同『民法研究第三卷』一六〇頁、同『債権法における信義誠実の原則』一〇九頁。
- (15) 鳩山・法学協会雑誌三四卷八号八一頁、同『民法研究第三卷』一六〇頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一〇九頁。
- (16) 鳩山・法学協会雑誌三四卷八号八一頁、同『民法研究第三卷』一六一頁、同『債権法における信義誠実の原則』一〇九頁以下。ここでの引用の最後の部分は、法学協会雑誌では、「固より債権者遅滞を以て義務違反となし、又債権者遅滞より債務者遅滞と同一の効果を生ずるにあらず」という表現となっている。なお、同様の見解を示すものとしては他に、たとえば、中島・前掲書三六一頁以下、同『債権総論』(金刺芳流堂、昭三)一三四頁以下など。
- (17) 鳩山・法学協会雑誌三四卷九号一三三頁以下、同『民法研究第三卷』一八一頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一二五頁以下。
- (18) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号八八頁以下、同『民法研究第三卷』二七〇頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一

- 七七頁以下。
- (19) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号九〇頁以下、同『民法研究第三卷』二七三頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一七八頁以下。
- (20) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号八九頁、同『民法研究第三卷』二七一頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一七七頁。
- (21) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号九四頁以下、同『民法研究第三卷』二七七頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一八〇頁以下。
- (22) 鳩山『民法研究第三卷』二八四頁、同『債権法における信義誠実の原則』一八四頁。なお、この点については、鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号一〇一頁では、民法四〇〇条は目的物の引渡をなすまで善良な管理者の注意を以てその物を保存することを要するとしており、そして六五九条は例外的規定（特則）であるため類推はできず、したがって、解釈論としては責任の軽減を認めることはできないとしていた。博士は、『民法研究第三卷』に収録する際、これを改説されたものである。
- (23) 鳩山『民法研究第三卷』二八六頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一八五頁。なお、この点も、法学協会雑誌三四卷一二号一〇二頁以下では博士は、債権者遅滞以後に存続する債務は遅滞以前に存在した債務とその性質を異にしないことを理由に、何らの規定もなければ依然利息を発生するとしていた。これを改説されたものである。
- (24) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号一〇六頁以下、同『民法研究第三卷』二八九頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一八七頁以下。
- (25) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号一一頁以下、同『民法研究第三卷』二九五頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一九〇頁以下。
- (26) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号一一六頁以下、同『民法研究第三卷』三〇一頁以下、同『債権法における信義誠実の原則』一九四頁以下。
- (27) 鳩山・法学協会雑誌三四卷一二号一二一頁以下（なお三四卷九号一〇六頁以下も参照）、同『民法研究第三卷』三〇六頁以下（二七四頁以下も参照）、同『債権法における信義誠実の原則』一九六頁以下（二一九頁以下も参照）。
- (28) 前注(14)参照。
- (29) すでに、この点を明確に指摘していた文献として、小池隆一「受領遅滞と債権者の受領義務」法学研究一四卷一号（昭一〇）五四頁以下がある。すなわち、これによれば、「抑も債権の行使とは、債権の内容を實現せんとする債権者の行為を云ふのであ

る。従つて債権の行使は、之を二箇に分つことが出来る。即ち裁判上又は裁判外に於ける履行の請求の方面及び提供せられたる履行を受領する方面である。この故に債権の行使は、…〔略〕…一般に右二箇の方面を包含するのである。従つて履行の受領は、債権の行使に外ならぬのであるが、後者〔債権の行使——引用者注〕は勿論前者〔履行の受領——引用者注〕よりも広い概念なのである。されば受領義務ありと云へる前提よりして、直ちに債権行使の義務ありとの結論は、生じない。この点は特に注意せねばならぬ。蓋し此関係を正確に區別せざる学者が、少なくないからである。」

(30) したがつて、買主の権利義務についていえば、彼には代金支払義務、目的物引渡請求権、そして、目的物引取義務があるという関係になる。

(31) 本誌二〇巻二号一九一頁注(34)参照。

(32) 本誌二〇巻二号一五八頁以下参照。

(33) 星野『民法概論Ⅲ(債権総論)』(良書普及会、昭五三)一三四頁参照。

(34) もっとも、実際上は、受領義務たとえば引取義務が認められれば、債権者(買主)は受領(引取)を請求され、これを履行しなければさらに履行強制の手段(間接強制)ということも考えられようか)に訴えられるというのが、引取義務を認める場合における効果の一つの帰結ということにならう。したがつて、これがいやなら債権者は権利の行使(受領)を進んですべきことになる。そうだとすれば、受領義務を法的に認めることによつて、権利者は権利行使をこのように事実上強いられることになるのではないか、という問題はあろう。すなわち、受領義務を一般的に認めることはこの意味でやはり近代法の一つの支柱である「権利行使の自由」(下森定『債権法論点ノート』(日本評論社、平二)七二頁参照)を侵すのではないかという問題である。しかし、これは、解釈論によつて債権者の受領義務(たとえば引取義務)を認める場合であってもそれは債権が同時に債務となるというのとは異なるという本文で述べた考え方からすれば、必ずしも受領遅滞責任論と直接関連するという性質の事項ではない。私が本稿で主張しようとする結論の立場を踏まえていえば、これは、受領遅滞責任論とは峻別されるべきものであるところ、債権者の受領義務を一般的に認めるべきかどうかの問題のところ考慮すべき事柄だといわなければならない。

(35) なお、受領義務を認めるということの意味については鳩山博士に関して指摘したのと同様の問題は、実はすでに本稿で紹介済みの富井博士の立場(講義録に示されている)にもあてはまるかもしれない。そうだとすれば、本稿が富井説のあるべき主張方向として先に示したもの(本誌二〇巻二号一八二頁一六行目から同頁最終行にかけて、論理その二として示したものは、前注(34)に触れた点を踏まえてさらにより正確にいえば、次のようなものになるべきであらう。「受領義務を認める場合にはその違反は履行遅滞の問題となるのだが、受領義務を一般にすべての場合に認めることは適切でない。受領は権利であるから、その行

使ないし不行使は本来自由のはずであり、もし受領義務を一般的に認めるなら、権利というもののこのような本質に反する帰結を招くからである。すなわち、受領義務を一般的に認めるなら、債権者は受領義務の履行を請求されることになり、結局、受領権の行使を事実上強制される結果を常に認めることになる。このことは、権利行使は自由であるという権利の本質に実質上反する結果を意味するのである。しかし、そうはいっても、例外はあるのであって、売買や請負の場合には契約の性質上、買主や注文者に受領義務を認めるべきである。そして、彼らにおけるこの義務違反は履行遅滞になる。」したがって、富井説のあるべき主張方向（本誌上掲箇所）については、さらにこのように補足しておきたい。

### 3 末弘博士による反論——いわゆる債務不履行説の展開——

前節でみた鳩山説に対して、正面から対立する見解が現れる。末弘博士によって展開された立場がそれであった。

#### (1) 末弘説における債権者の協力義務（受領義務）、受領遅滞についての考え方

まず末弘博士は、弁済は多くの場合債権者の協力があることよってのみ成立する、そして債権者の協力はさらにこれを、債務者の給付行為がそれ自体を成立させるために必要な協力（たとえば債権者の提供する材料に彫刻をする債務における債権者の材料提供）と、受領とに分けることができる<sup>(1)</sup>とされた上で、次のように述べられる。弁済が性質上債権者の協力があることよってのみ成立しうる場合には、債権者においてその協力をなすべき義務を負担することは、条理上当然である<sup>(2)</sup>と。博士によれば、ただこの義務が債務であるかどうか、すなわち、義務違反が債務不履行として民法の規定する各種の効果が生ずるといふべきか、もしくは特殊の義務違反として何か特別の効果を生ずるにすぎないかが解釈上問題となる、なぜなら、民法はこの種の義務違反に対する制裁として債権者の遅滞（受領遅滞）（四一三条）という特別の制度を設けているからである、というのである<sup>(3)</sup>。博士は、続けて、「此点に関して通説は債権者は単に給付を請求し得べき権利を有するに過ぎない、受領其他協力の債務を負ふが為めには特約若くは

特別の規定を必要とする、若しも民法が債権者に受領の債務ありとする考を採って居るとすれば、受領遅滞は即ち受領債務の履行遅滞に外ならないから、受領遅滞に対する制裁としても単に履行遅滞の制度（民四一二条）を設けて置きさへすれば足りる訳である、然るに民法が特に受領遅滞に関する規定を設けて居ることから推して考へると、民法は受領義務を以て債務と為さず従って之に対する違反を債務不履行として取扱はざる考を採れるものと解すべき旨を主張して居る。<sup>(4)</sup>と解説される。ここで末弘博士が「通説」として挙げる見解が具体的には鳩山説のことを指すことは、その紹介内容から明らかであろう（ただし、後述(4)(イ)参照）。

しかし、博士によれば、右のような通説の主張は次の理由から正しくない。すなわち博士は、民法が四一二条で債務者遅滞の成立要件を規定してその効果を規定せず、次に四一三条で債権者遅滞の成立要件を規定し、しかも同様にその効果を規定せず、そして、四一四条以下で現実的履行の請求・損害賠償請求権等、債務者遅滞の諸効果を規定していることから考えれば、民法は債権者遅滞をも債務者遅滞と同じく一種の履行遅滞であると考へて立っていると解することが至当であるとされるのである。<sup>(5)</sup>博士は、「通説は債権者遅滞と債務者遅滞とを画然区別して居る独逸民法の考へ方に盲従して之をすべての場合に通用すべき純理なりと独断しているに過ぎないのであつて、吾民法の解釈としては寧ろ反つて無理が多いのである。現に通説に従ふ諸学者が一般に民法は債権者遅滞の成立要件を規定せるに拘らず、其効果に関して何等直接規定する所なしとし、一般理論によつて其欠点を補ふの外なしと説いて居るが如き、反つて其解釈の根本に無理のあることを示すものと言はねばならない。」<sup>(6)</sup>と、鳩山説をきびしく批判される。

なお、以上のようにして、債権者には債務としての協力義務があり、この義務違反が債権者遅滞（受領遅滞）であるとされる末弘博士によれば、協力義務の内容は、債務者一方の行為によつて、債権者の受領があれば直ちに弁済を成立させうる程度の給付行為をすることができるところでは、単純に受領であり、これに反して、債権者の協力

がなければ債務者の給付行為がそれ自体すら成立することができない場合、たとえば先の彫刻の例では、債権者がまず材料提供の債務を負い、債権者がこの債務を履行することによって初めて債務者の給付行為が可能となる。<sup>(7)</sup>

(2) 受領遅滞の成立要件（債権者の過失の要否）についての末弘博士の立場

博士は次のように説かれる。受領遅滞の成立には、債権者が適法な弁済提供に対して受領その他の協力をせず、弁済の成立を妨げたことを必要とする。その不受領もしくは不協力が債権者の任意のものであるか不能に起因するかは、法律の問うところではない。したがってまた、債権者に過失があるかどうかも遅滞の成否には関係ない。<sup>(8)</sup> もっとも、博士は、このように債権者遅滞それ自体が成立するためには債権者の過失を必要としないけれども、遅滞の結果、各種の効果が生ずるためには各場合についてさらに別個の要件を必要とすることがあると説き、たとえば債権者が遅滞を理由として損害賠償の請求を受けたときは、債務不履行による損害賠償に関する一般原則に従って、債権者は自己の不受領が不可抗力によることを抗弁として賠償義務を免れうるとされる。<sup>(9)</sup>

(3) 受領遅滞の効果についての末弘博士の立場

末弘博士によれば、受領遅滞の効果は次のようなものである。<sup>(10)</sup>

(イ) 弁済の提供が適法になされたのにもかかわらず債権者がこれを受領せず、もしくは必要な協力をしないときは、以後弁済の不成立はもはや債務者の責任であると認めるわけにはいかないで、債務者は弁済の提供の時より不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。すなわち、四九二条の弁済提供の効果である。したがって、たとえば①債務不履行を理由とする遅延利息は債権者の遅滞成立と同時にその発生を停止する。②約定利息の発生も、遅滞成立と同時に停止する。<sup>(11)</sup> ③債権者はもはや同時履行の抗弁権を主張することができなくなる。<sup>(12)</sup> ④した



がつて、また、双務契約の一方当事者甲が、自己の債務の履行を提供して乙の履行を請求したにもかかわらず乙がこれに応じないときは、甲は民法五四一条によって契約を解除できる。⑤ 特定物の引渡を目的とする債務については、債権者遅滞の以後債務者は、その物の保管につき自己の財産におけると同一の注意をすること<sup>(13)</sup>で足りる。

(ロ) 債務者は債権者に対して受領その他協力をなすべきことを請求することができるのみならず(民法四一四條)、債権者がこれをしてしないことよつて生じた損害の賠償を請求できる(民法四一五條)。債権者は債務者に対して受領その他協力の債務を負担するのだからである。したがつてまた、双務契約の当事者の一方がその債務の履行を提供したにもかかわらず、相手方がこれを受領しないときは、相当の期間を定めて受領を催告した上で契約の解除をすることができ(民法五四一條)。

(ハ) 債務の目的物が供託に適するときは、その目的物を供託して債務を免れることができる(民法四九四條)。

#### (4) 末弘説の整理

(イ) 「受領義務ないし引取義務の認否、その理由」 末弘説は、受領義務(ないし協力義務)を認める立場である。これは、博士が述べられる「債権者の協力行為の内容」から判断して、たとえば売買では、その典型は買主の引取義務であると考えてよいであろう。受領義務(協力義務)を認める理由・根拠は、条理であり、さらに、民法四一三条が民法の中で規定されている位置である。より詳しくいえば、博士によれば、債権者の受領義務(協力義務)は条理上当然に認められる。ただ、この義務が「債務」といえるかがさらに問題であり、これについては、わが民法に占める四一三条の体系上の位置から判断して「債務」といえる。要するに、末弘説によれば、条理および四一三条の体系上の位置を考慮すれば、民法は債権者の受領義務(協力義務)を「債務」として承認しているものであり、受領遅滞責任とは、債権者におけるこの義務の不履行責任であるというのである。

なお、末弘博士による、先にみた通説（鳩山説）の解説は、協力義務は条理上当然に認められるとする末弘博士の立場を基準として鳩山説の内容を再構成したものであると理解すべきものである<sup>(14)</sup>。なぜなら、鳩山博士自身は、債務としてではない受領義務ならば債権者にある、という趣旨のことは、述べておられなかったからである。そこで、この点との関連でいえば、末弘博士のように、債権者の協力義務は条理上当然に存在するが、これが債務であるか否かは条理だけでは判断がつかないとされ、しかし、条理によって根拠づけられる限りでの協力義務でもとにかくその違反は受領遅滞の本質と当然に結び付くと理解される限りでは（末弘博士がこのように考えておられることは、博士による鳩山説の再構成の内容から明らかであろう）、条理を根拠とする協力義務という部分は説明の仕方の問題に帰着するようと思われる。なぜなら、鳩山説については、末弘博士のようにまず債権者の協力義務を条理を根拠として想定し、これを前提に、同説はこの義務違反を受領遅滞と捉える説であると説明する必要性は必ずしもないと思われるからである。そうであれば、債権者の協力義務（債務）の存在に関する末弘説の根拠は、結局、客観的にみれば、「四一三条の位置」に重点があるべきものといつてよいように思われる。

(四) 「受領義務ないし引取義務の認否と受領遅滞の法的性質論との関連づけ」すでに(イ)で述べたところであるが、末弘博士は、鳩山説の再構成からも明らかとなり、受領義務（協力義務）の性質が債務以外の「特殊の義務」であっても、その違反は受領遅滞の本質と当然に結び付くと認識されている。末弘博士自身の立場は、受領義務（協力義務）を債務として認めるものであり、かつこの義務の違反が四一三条の定める受領遅滞であるとするものである。要するに、末弘説では、債務としての受領義務の承認が受領遅滞の法的性質を債務不履行責任とみることに当然に結び付けられている。

(イ) 「弁済提供の効果と受領遅滞の効果との関係、およびそのそれぞれの個々具体的な効果」すでに紹介した受領遅滞の効果の部分からわかるとおり、末弘博士は、弁済提供の効果は受領遅滞の効果の一内容であると考えてお

られる。博士の挙げるこれらの個々具体的な効果はすでに紹介したとおりである。

(二) 「受領遲滞の成立要件としての過失の要否、その理由」 博士の立場は、受領遲滞それ自体の成立のためには債権者の過失は要しないが、遲滞の結果各種の効果を生ずるためには各場合についてさらに別個の要件を必要とすることがある、というものである。その効果の例として、博士は、受領遲滞を理由とする損害賠償を挙げられる。ここでは債務不履行による損害賠償に関する一般原則に従って、債権者は不可抗力を抗弁として、賠償義務を免れうるとする。これを裏からいえば、要するに、博士の立場は、受領遲滞は債権者に過失がなくても成立し、したがって、受領遲滞の諸効果は債権者の過失なしにも発生することを原則とするが、損害賠償の効果を生じさせるについては債権者の過失の存在を必要とする、というものである。受領遲滞の成立それ自体には過失を要しないとする理由は、四一三条は不受領もしくは不協力が債権者の任意によるものか不能によるものかを問題としていないから、というものである。

(5) 末弘説の意義ないし特徴、および疑問点

(イ) 「意義ないし特徴」 末弘説の意義は、何といつても、法定責任説全盛の時代にあつて、敢然と、受領遲滞について債務不履行説を唱えた点にこれを見出すことができると思われる。なお、直接の引用はないが、ここにはおそらく、梅博士の説を再評価し、これを補充する意味あいが含まれているように思われる。そして、これがさらに、次に挙げるような末弘説の特徴を示すように思われる。それは、第一に、受領義務を認める根拠を明示していることである。これについては、鳩山博士が梅説を批判して、受領義務を認める（法律の規定上の）根拠の提示がないとされたことを意識し、梅説を評価する末弘博士がこれを、「条理」であり、さらに四一三条（の位置）であるという形で明示されたということではなからうか。第二に、受領義務を認め受領遲滞を債権者の債務不履行と構成す

ることからの帰結として、受領遅滞の効果に債務者側での契約解除権の発生を加えていることである。第三に、受領遅滞の成立要件としての債権者側の過失の要否について、損害賠償義務との関係についてのみ、「債務不履行による損害賠償に関する一般原則」を考慮して債権者側の過失の存在を要求したことである。すなわち、末弘博士が受領遅滞について上述の立場を提示された当時（昭和三年）には、債務不履行による損害賠償については履行遅滞の場合についても過失を要するとの理解がすでに一般的であり、博士もこれに与されていた。<sup>(15)</sup>そこで、これとのバランス上、博士は受領遅滞を理由とする損害賠償の場合についても過失を要求されたものであろう。そして最後に第四に、梅説を素直に解すればそうなるであらうと思われる帰結に明快に達していることである。すなわち、末弘博士は、弁済提供の効果が受領遅滞の効果のうちに含まれることを正面から認めておられるのである。

けれども、以上のような意義ないし特徴からは、同時に、末弘説の疑問点も浮かび上がってくるように思われる。

(ロ)〔疑問点〕 上述のとおり、末弘博士は、債権者に協力義務があるのは条理上当然であり、かつこれは、受領遅滞規定（四二三条）のわが民法の体系に占める位置（これの置かれている場所）から判断して債務であるとされる。しかし、このように債権者には債務としての受領義務（協力義務）があり、受領遅滞とは債権者におけるこの義務の違反の制度であるとされるのであれば、受領遅滞の効果とは、通常の債務不履行の場合に認められるそれと同じく、履行の強制（四一四条）、損害賠償（四一五条）、そして解除（五四一条）であると限定される方が、より素直であると思われる。これに対し、末弘博士は、弁済提供の効果、注意義務の軽減等も受領遅滞の効果として考えておられる。そこで、この点に、受領遅滞とは債権者における受領義務（債務）の不履行責任であるという前提との間の不整合性を指摘しようように思われる。すなわち、末弘博士の立場からは、理論的には、弁済提供の効果や注意義務の軽減といった効果も債務不履行の効果と説明すべきことになりはしまいか。けれども、これは明らかにわ

が民法の考え方には反するであろう。<sup>(17)</sup>

もつとも、債務者による弁済の提供にもかかわらず、債権者がこの受領を拒み、もしくは受領することができない場合には、債権者に過失がない場合にも弁済提供の効果(四九二条)が生ずることは、これもまた明らかである。そして他方、四一三条の成立要件には「弁済(履行)の提供があること」がある。そこで、受領遅滞の場合に「その効果として」弁済提供の効果も生ずると解することもまたきわめて素直だと思われる。そこで、受領遅滞の本質を債務不履行であると把握される末弘博士は、これらを総合的に考えて、①受領遅滞の成立それ自体には債権者の過失は要らない、②受領遅滞の効果には弁済提供の効果も含まれる、③ただし、受領遅滞の効果の一つとしての損害賠償の請求については、債務不履行による損害賠償の場合の一般原則に従って過失を要件とすべきである、という見解を提唱されることで、この間の理論的整合性を保持しようと考えたと推測できる。しかし、この場合、効果面における上記の不整合が解消し、もしくはこれを払拭できるといえるものではやはりなく、他方、理論構成上の不明快さは要件面にも持ち込まれたように思われる。すなわち、ここでは、一方、末弘博士が受領遅滞の成立には過失を要しないとされながら、他方において、損害賠償の効果に対しては結局過失が必要であるとされているため、博士の巧みな説明(4)(二)参照)にもかかわらず、受領遅滞の成立要件を正面から改めて問い直すとき、博士の立場は全体としてなお明快さを欠く結果となっているように思われる。

なお、末弘説についての上記以外の疑問点と思われることは、後に紹介する我妻説についてのそれと共通するものがあると考ええる。そこで、これに関しては、我妻説の疑問点のところできいっしょに取り上げる方が便宜上適切だと考えるので、そのようにすることとする。

## 注

- (1) 末弘巖太郎『債権総論』（日本評論社、昭二三）一七〇頁、同頁注二九、一七六頁。
- (2) 末弘・前掲書一七六頁以下。
- (3) 末弘・前掲書一七七頁。
- (4) 末弘・前掲書一七七頁。
- (5) 末弘・前掲書一七七頁。
- (6) 末弘・前掲書一七七頁以下。
- (7) 末弘・前掲書一七八頁。
- (8) 末弘・前掲書一七九頁。
- (9) 末弘・前掲書一八〇頁注三九。
- (10) 末弘・前掲書一八一頁以下。
- (11) その理由は、債務者が適法に弁済をなしうべき時期において弁済の提供をしたのにもかかわらず、債権者がこれを受領しない場合に、なお約定利息を支払わせるのは、債権者遲滞を認めた根本の精神に反する、というものである。末弘・前掲書一八一頁。
- (12) その理由は、同時履行の抗弁権は「相手方其債務ノ履行ヲ提供スルマテ」自己の債務の履行を拒みうる権利なのであるから、いやしくも相手方がいったん適法に履行の提供をした以上は、債権者は以後、抗弁権を失うと解するのが正当だから、というものである。末弘・前掲書一八一頁。
- (13) その理由は、債権者遲滞の制度を認めた根本の精神から考えると、遲滞以後は無償受寄者の注意義務（民法六五九条）と同一程度まで注意義務を軽減するのが条理に適っている、というものである。末弘・前掲書一八一頁以下。
- (14) 末弘博士によれば、「従来学者によつて『債権者に受領義務ありや』の問題として争はれた」ものは、「精確に言ふと受領義務ありや否やの問題にあらずして受領義務が債務であるか否かの問題である。」とされる（末弘・前掲書一七八頁注三七）。末弘博士による鳩山説についての解説（紹介）も、末弘博士のこのような理解に基づいて鳩山説の主張を——末弘博士からすれば、鳩山説の主張内容のあるべき形において——再構成したものである。
- (15) 判例もすでにこの立場をとっていた。大判大一〇・一一・三三民録二七輯一九七八頁。
- (16) 末弘・前掲書五三頁。

(17) なお、末弘博士が弁済提供の効果の具体例として挙げられるものの中には、果たしてそう考えてよいかにつき疑問があるものもある。しかし、この点についてはここでは議論しない。重要なのは、末弘説においては、受領遅滞が債務不履行の制度であるにもかかわらず、効果として本来債務不履行の効果でないものも受領遅滞の効果として考えられている点である。ここではこの点をおさえておくことで当面十分であろう。

#### 4 我妻説の展開——我妻博士による末弘説の発展化——

前節でみた末弘説を受け継ぎ、これをさらに理論的に肉付けして、債務不履行説を今日の形に確立されたのが、周知のとおり我妻博士である。<sup>(1)</sup>

##### (1) 我妻博士における債権者の協力義務（受領義務）、受領遅滞の法的性質についての議論

我妻博士は、末弘博士が債権者には協力義務があることは条理上当然であるとし、このことに四一三条の「民法における規定の位置」をさらに重ね合わせて、受領遅滞は「債務」不履行の規定である（民法は債権者に債務として協力義務を認めるものであり、この義務の違反が受領遅滞である）と説明されていたのに対し、債権者には協力義務（受領義務）という債務があるという点を、かの有名な「協同体」理論（債権法を支配する信義則）によって基礎づけられた。博士がこの理論を初めて正面から詳細に展開されることになった昭和一五年の『債権総論（民法講義Ⅳ）』における叙述を少し長いが引いて、その内容をここで確認しておこう。博士によれば、それはこうである。

「債権者と債務者との間には、単に一箇の現実の債権が存在するだけでなく、これを包摂する一箇の債権関係（Schuldverhältnis）が存在すると見るべきものである。このことは契約から生ずる債権に於て特に顕著である。即ち、契約より生ずる債権者・債務者の関係を見るに、或ひは当事者が相互に債権債務を有し（売買その他の双務契

約の如し)、或ひはその債権内容は将来の進展に於て多くの具体的な債権を発生せしむるものである(雇傭、賃貸借、交互計算その他の継続的契約の如し)。しかも、両者の関係は単にこれ等の債権の総和に尽きず、これに伴ふ多くの機能と義務(通知義務・担保責任・抗弁権・解除権・対価の減額請求権・買取請求権等)を包含し、それ以上に、当該契約によって企画せられた共同の目的に向つて相協力すべき緊密な、謂はば一箇の有機的な関係を構成する。然し、契約以外の原因によって発生する債権(事務管理は既に契約的性質強きも、不当利得及び不法行為より生じた債権等)に於ても、本体たる債権に附屬的な機能や義務の伴ふことは決して絶無ならざるのみならず、当該債権発生の目的(原状の回復乃至損害の填補)を達成せしむる為めに、両当事者がその債権の内容たる給付の実現に向つて協力すべき関係に立つと謂ひ得る。畢竟、債権は単に債権者に給付を請求しこれを受領する権能を与へ債務者にこれを給付すべき義務を課する関係として孤立するものではなく、当該債権を発生せしむる社会的目的の達成を共同の目的とする当事者間の一箇の法律関係、即ち、債権関係の一内容として存在するものと観念することを得るのである。而して、債権をかく観念することにより、(イ)一面に於ては、一箇の社会的目的を有する債権債務の有機結合を一箇の法律的地位として取扱ふことが容易となると共に、(ロ)他面に於ては、債権者と債務者との間を単に形式的な権利義務の対立と見ることなく、信義則(信義誠実の原則)によつて支配せられる一箇の協同体と見ることを得るに至る。<sup>2)</sup>

もちろん、「債権者遅滞は債務者遅滞(債務不履行)とは別個の起源を有する制度であらう(ローマ法にては供託・抛擲(derelictio)——独民三〇三条に伝はる——等と関連した制度なるが如し)。又権利の絶対性を強調する思想の下に於ては債権者に受領義務なしとするを妥当としよう。然し、債権法に於ける信義則の重要性は次第に強調せられて来た。ドイツ民法がフランス民法の知らざる債権者遅滞の責任を認めたことが既に立法の進歩であり、学者はその制度の運用に当り、信義則に基きその生ずる場合と効果を拡大せんとする傾向を示す。而して、我が



民法の解釈として債権者遅滞の効果が次第に拡大せられることは解釈の進歩である（鳩山一七七頁以下にその旧版を改めたる部分を注意せよ）。果して然らば、今日に於ては更に一步を進め、債権者は受領すべき法律上の義務を負ひ、その不受領は債務不履行となると解するを正当となすのではあるまいか。蓋し、債権をもつて、当該債権を発生せしむる社会的目的の達成を共同目的とする一箇の法律関係即ち債権関係の中に包摂せられるものであり（二）（二参照）、両当事者は信義則の要求する所に従つて給付の実現に協力すべきものなり（四一）— 3参照）となす理論を徹底せしむるときは、債権者は信義則の要求する程度の協力を為すべき法律上の義務ありとなすを至当とする。<sup>(3)(4)</sup>

そして、我妻博士は、末弘博士と同様に、民法四一三条の規定の位置（すなわち、債権者遅滞の規定を債務不履行の規定中に挿入して他に何等の規定を設けず、また売買、請負等においても受領義務を明定せざるわが民法の構成）をもさらに根拠に据えて、受領遅滞を債務不履行の制度であると結論づけられたのであつた。<sup>(5)</sup>

ところで、それでは、我妻博士においては協同体理論によつて債権者の協力義務を基礎づけるとき、この協力義務と債権者の権利との関係はどのように考えられているであろうか。この点については、実は我妻説は正面からは応えていない。けれども、右にみた博士の考え方からすれば、博士は債権者の協力義務を認める場合、それは債権が同時に債務となるものではないと理解するのが素直なように思われる。というのは、右にみた博士の考え方は、債権者は信義則によつて支配される一箇の協同体の一方当事者（二員）として、その協同体（債権関係）の中に包摂されているところの債権を有するのみならず、「これと共に」、もし債務者が進んで債務を履行しようとする折りには信義則の要求する程度の協力（たとえば目的物の引取）をすべき法律上の義務を負うというものだとしていることが自然だと思われるからである。<sup>(6)</sup> もっとも、博士は『債権総論（民法講義Ⅳ）』に先んじてすでに公にしていた『岩波全書民法Ⅱ』や、博士が昭和三二年に公にした『債権各論中巻一』の中ではそれぞれ以下のように述べて

おられる。

「受領遅滞の本質は何であらうか。債権者は受領の義務を負ひ、受領遅滞はこの義務違反として、宛も債務者の履行遅滞と同一の本質を有するものであらうか。判例及び大多數の学者は否と答へる。蓋し、債権は権利であつて、その抛棄（債務の免除）も債務者の意思を問はずに自由になし得るものだから（五一九条参照）、これを行使する義務を伴ふべきではないといふのである。この前提に立ち、受領遅滞は法律的な義務違反ではなく、単に債権者債務者間の信義則から要求せられる債権者の責任に過ぎないと見る。けれども、権利と雖もこれに正当に行使すべき義務を伴ふことはその本質に反するものではない。殊に債権債務は両当事者の信頼の上に立つものである。その内容の実現も多くの場合両当事者の協力によらねば完成し得ないものなのであるから、債権者の協力義務は今日では最早やこれを法律的な義務、即ち一種の債務なりと見るのを寧ろ正当とするのではなからうかと思ふ。この前提に立つときは受領遅滞は債務不履行の一種となる。近時二三の有力な学者はかかる見解を主張する。」〔岩波全書民法Ⅱ〕（傍点は原文どおり。傍線は引用者による）

「わが民法の解釈としては、判例は、受領義務を否定し、多くの学説もこれを支持する。然し、私は、債権法を支配する信義の原則が次第にその具体的適用範囲を拡大しつつあること、債務の履行も債権者と債務者の協同行為とみるべきものであることなどの理由により、一般理論としても、債権者の受領義務を認めるのが妥当だと考える（債総前掲参照）。のみならず、売買のような現在の社会共同生活の重要な関係を規律する契約においては、買主の受領義務を認めることが〔略〕…妥当であるかと思ふ（二七三）参照。但し、（a）買主に受領義務があるとしても、目的物を受領することが買主の権利であることが否定されるのではない。ただその権利を責に帰すべき事由によつて行使しないときに債務不履行の効果を生ずるといふのである。（b）…〔略〕…」〔債権各論中巻一〕（傍線は引用者による）

以上をどう解すべきであろうか。我妻博士の協同体理論と整合させて考える限り、ここで博士が「権利を行使する」義務と表現しておられることには、やはり、債務者からの履行を債権者において「受領」することも、債権者の「権利行使」の一環であると理解することが当然の前提となっていると考えるべきものではなからうか。すなわち、受領は債権者の権能である以上、債務者からの履行を受領することも受動的な意味ではあるが権利の行使には違いない、そこで、債権者の協力義務（受領義務）は右の意味での権利行使の義務と言い換えてもよいであろうが、いずれにせよこれは、協同体の中に包摂されている、債権「と共に」存在する義務である、ということであろう。

ところで、それでは、我妻説における債権者の協力義務ないし受領義務は、具体的場面ではどのような形をとって現れるのであろうか。ここでも右の引用部分に注目すれば、すでにそれは明らかであろう。すなわち、我妻説においても、それは具体的には、たとえば売買契約における買主の受領義務（引取義務）という形で現れることとなるのである。

(2) 我妻説における受領遅滞の成立要件（債権者の過失の要否）

我妻博士は、受領遅滞の成立要件に、受領拒絶または受領不能が債権者の責に帰すべき事由に基づくことを挙げられる。債権者遅滞を債権者の受領義務違反という一種の債務不履行とするときは、この主観的要件は当然であり、挙証責任が債権者にある——責に帰すべき事由に基づくかないことを挙証しない限り責任を免れえないこと——も債務不履行と同一であると考えられる。博士によれば、このように過失を要するものとするときは、その点では債権者の責任を軽減することになるが、債権者遅滞の効果として債務者に損害賠償請求権および解除権を与えることは債権者の責任を加重するものである。そして、弁済提供とは別な制度としての受領遅滞についての債権者の責任は、その要件を嚴格にするとともにその内容を加重することが、両当事者を公平に取り扱い信義則に適する<sup>(9)</sup>。

## (3) 我妻説における受領遅滞の効果

我妻博士は、「債権者遅滞とは、提供があるに拘わらず債権者が受領しないことがその責に帰すべき事由に基づく場合に限るものと解し、提供自体の効果と債権者遅滞の効果とを区別すべきものと思う」とされる。債権者の不受領がその責に帰すべき場合に、債権者遅滞として、債権者は債務不履行の責任を負うに至る、というのである。<sup>(10)</sup>そこで、博士によれば、以下の三つのものは提供自体の効果であって受領遅滞の効果ではない。① 債務者は債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。すなわち、債務不履行を理由とする損害賠償、遅延利息または違約金の請求を受けず、担保権を実行されない。<sup>(11)</sup>② 約定利息はその発生を停める。<sup>(12)</sup>③ 双務契約においては、相手方の同時履行の抗弁権を失わせる。<sup>(13)</sup>

なお、博士は、以上のほか債務者は供託することができるようになるが、しかし、供託は提供しなくてもできる場合があるから、供託を提供の効果とするのは正当ではないとされる。<sup>(14)</sup>

では、我妻博士によれば、受領遅滞の効果は何か。それは、以下の四つである。① 債務者は、受領遅滞によって生じた損害（債権者が遅滞なく受領すれば生じなかつたであろう損害）の賠償を請求できる（四一五条、四一六条）。<sup>(15)</sup>② 債務者は、受領の可能なときは、相当の期間を定めて催告し、受領の不能なときは直ちに、契約を解除することができる（五四一条、五四三条）。③ 債権者遅滞の後に履行不能となるときは、不可効力に基づく場合にも、なお債権者の責に帰すべき事由による履行不能として扱われることになる。④ 債務者は、債務の履行について注意義務を軽減され、故意または過失についてだけ責任を負うべきこととなる。

もっとも、以上の受領遅滞の効果は、博士の『債権総論（民法講義Ⅳ）』以後において確定されたものであり、これに至るまでには変遷がある点に注意すべきであろう。すなわち、まず、『岩波全書民法Ⅱ』では、③の効果は未だ挙げられておらず、また④の効果は、受領遅滞の効果ではなく、弁済提供の効果として（正確には、弁済提供の効果

に準ずるものとして考えられていた。<sup>(16)</sup> 次いで、『債権法講義案』では、④の効果が受領遅滞の効果に加えられることとなったが、③の効果は未だ弁済提供の効果とされていた。<sup>(17)</sup> ④の効果が受領遅滞の効果として挙げられることとなった理由は、受領遅滞を履行遅滞（債務者遅滞）と対比されるところの債権者側の遅滞責任（債務不履行）であると捉える立場上、履行遅滞の側における、履行遅滞後の不可抗力による履行不能の問題に相当する事柄を受領遅滞の側でも考慮して、これを効果に付け加えたということであらう。<sup>(18)</sup>

『債権総論（民法講義Ⅳ）』に至って、③の効果も受領遅滞の効果に組み込まれることとなった。③が受領遅滞の効果とされることとなった理由は、博士によれば、債権者の責に帰すべき事由に基づく場合にのみこの結果を認めることが、両当事者を公平に取り扱うことになる、というものであった。<sup>(19)</sup>

#### (4) 我妻説の整理

(イ) 「受領義務ないし引取義務の認否、その理由」 我妻説は、債権者の協力義務ないし受領義務を債権者の債務として承認する。その理由（根拠）を我妻博士は、信義則によつて支配される協同体の理論——債権をもつて、当該債権を発生させる社会的目的の達成を共同目的とする一個の法律関係の中に包含されるものであり、両当事者は信義則を規準として給付の実現に協力すべきものであるという理論——に求められる。

(ロ) 「受領義務ないし引取義務の認否と受領遅滞の法的性質論との関連づけ」 受領義務の存在を承認する我妻説は、このことを受領遅滞の法的性質と当然に結び付ける。すなわち、我妻博士は、受領義務を肯定するならばこの義務の違反が受領遅滞と観念されるべきことは当然であるとの認識に立ち、受領遅滞を債務不履行責任と捉えるための前提として、受領義務（協力ないし受領すべき債務）の存在の論証を試みておられるといつてよいであらう。

(ハ) 「弁済提供の効果と受領遅滞の効果との関係、およびそのそれぞれの個々具体的な効果」 我妻博士は、債権

者遅滞とは、提供があるにもかかわらず債権者が受領しないことがその責に帰すべき事由に基づく場合に限るとし、提供自体の効果と受領遅滞の効果とを峻別される。そこで、我妻説では、債務者が履行の提供をすれば、債権者がいかなる理由によつてこれを受領しなくても、債務者としてはなすべきことをしたのだから、債務不履行責任を負わないことはもちろん当然であるけれども、これは提供の効果であつて、受領遅滞の効果ではない。言い換えると、提供があつたが受領されないという客観的事実があれば、提供の効果を生ずるが、これは債務者を債務不履行の責任から免れさせるといふ消極的なものにすぎない。この事実には、受領拒絶または受領不能が債権者の責に帰すべき事由に基づくという主観的事実が加われれば、受領遅滞となり、債権者に積極的な責任を生ずることとなる。<sup>(20)</sup> それぞれの個々具体的な効果は、すでに紹介したとおりである。

(二) 「受領遅滞の成立要件としての過失の要否、その理由」 博士は、受領遅滞の成立要件として、過失（債権者の責に帰すべき事由）を正面から要求される。それは、受領遅滞を、受領義務違反という一種の債務不履行であるとする以上、その要件において、「責に帰すべき事由に基づくこと」を要求すべきことは当然であるという理由からである。

(5) 我妻説の意義、疑問点

(イ) 「我妻説の意義」 我妻説の意義は、まず何よりも、債権者側における協力義務（債務）の存在を理論的に強力に基礎づけたことにあるといえるであろう。これは、末弘博士と同様に、受領遅滞を債務不履行の規定であると考えられた我妻博士が、しかし末弘説では「債権者の協力義務（債務）」の存在についての根拠づけがなお不十分であると意識された結果だといつてよからう。すなわち、すでに本稿も指摘したように、債権者に協力義務があることは条理上当然であるとされる末弘博士の説明の限りでは、なおこれが見解の相違（説明の仕方の違い）の域を出

るものではないであろう。そこで、末弘説における、債権者には協力義務（債務）があるという結論には、実はさらに、より積極的な根拠づけが要請されるであろう。我妻博士はこれを明確に意識され、したがって、この点について、末弘説を強力に補強されたものといつてよいのではなからうか——そして、もちろんこの根底には、債権者が債務者に協力せず、債務者において履行を完了しえない場合に、債務者に損害賠償請求権および契約解除権を与えるという形で債務者保護を図るべきであるとの博士における意図ないし価値判断が存在することを、われわれは窺うことができるであろう——。なお、さらに、この協同体理論による協力義務の基礎づけによれば、債権者の債権が同時に債務となるのではないことも明らかとなるわけであり、この点も、末弘説ではこの面にも明快さが欠けていたと思われるので、我妻説のより優れている点であるといえるであろう（これは、先に本稿が鳩山説に関連して提示した考え「受領義務を認めるとする場合であっても、それは債権がそのまま債務となるというものではないのか」との関連でいえば、これと同じ帰結を、協同体理論は内在的に包含するものだとしたことである）。

のみならず、我妻説の意義は、末弘説を承継しつつこれを発展させた帰結として、受領遅滞制度を理論的に整理し、弁済提供（の効果）制度と受領遅滞制度との関係を明快に説明した点にも見出すことができるであろう。すなわち、我妻説は、受領遅滞を債務不履行と捉えることに整合させて、まず要件面で帰責事由の必要性を徹底させ、効果面では、帰責事由の存在を前提として初めて生ずる受領遅滞の効果と、帰責事由の存在を要せずに生ずる提供自体の効果とを峻別し、これによって両者の関係を整然と整理したのであった。このような我妻説の帰結から逆に推論すれば、これは、末弘説になお残されていたと思われる、受領遅滞の要件論、効果論における理論的不明快性ないし不整合性（前節(5)参照）を我妻博士が認識され、その解消を志向されたことの結果であったとみてはば誤りはないであろう。そして、本稿はこれも我妻説の意義と評してよいと考えるものである<sup>(21)</sup>（もつとも、これが同時に、すぐ後に述べるとおり、我妻説の疑問点の一つを形づくるように思われるのであるが）。

ともあれこうして、我妻博士により、受領遅滞を債務不履行の制度であると捉える立場における、受領遅滞制度理解に関する（一応の）理論的完成をみたといつてよいと思われる。我妻説の浸透によって、受領遅滞債務不履行説の地位は飛躍的に高まったのであった。<sup>(22)</sup>

(四)〔疑問点〕 それでは、このような我妻説に疑問はないかといえは、本稿はこれにもいくつかの疑問点を提示しなければならぬ。第一に、上述のとおり、我妻説では債権者に協力義務ないし受領義務があるという場合、債権が同時に債務となるのではないことが理論的に浮かび上がってくる点でも卓見であるにせよ、ここでも先に本稿が鳩山説に関連して述べた事柄を指摘しておくべきであろう。それは、もし損害賠償請求権や契約解除権の付与という形での債務者の保護をめざし、そのために債権者の受領義務を認めるという場合でも、この義務違反についての法的処理としては受領遅滞と結び付けるべきことが必然のものではなく、債務者遅滞・履行遅滞の問題として取り扱うことも論理上可能だと思われることである。<sup>(23)</sup>これに対し、我妻博士は、受領義務の肯定は論理必然的に受領遅滞を債務不履行責任とみることに結び付くとの前提の下に議論を展開されている。そうだとすると、第二に、我妻博士は末弘説をさらに発展させて、債権者の協力義務の存在を強力に根拠づけられるが、この場合でも、そのことは受領遅滞を債務不履行責任とみるべきことの必ずしも必然的な根拠とはならないと思われる。したがって、本来さらに論証されてよいのは、受領義務を認めるとき、この義務違反はなぜ債務者遅滞・履行遅滞の問題として取り扱うのではなく、受領遅滞と結び付けることの方がより妥当なのか、ではなからうか。しかし、我妻博士はここまで論じてはおられないのである。そして、同じ問題は末弘説にも妥当するであろう。すなわち、債務としての協力義務の存在を主張するのみでは、受領遅滞を債務不履行とみるべきことの論拠として必ずしも十分とはいえないように思われる。けれども、末弘博士においても、債務としての協力義務の違反は受領遅滞と結び付くべきことを、議論の当然の前提としておられたのである。



第三に、我妻博士は、受領遅滞を債務不履行の規定と解すべき根拠として、末弘説をそのまま継承されて、わが民法における受領遅滞規定(四二三条)の位置(受領遅滞を提供とは別個に規定し、しかもこれを債務不履行の規定の中に挿入して、その効果について何も規定をしていないわが民法の構成)を挙げられるが、これは要するに、現行四一三条起草におけるわが民法の起草者の態度をそのまま承認されるものであるといえよう。とすれば、ここでは、起草者の意思(考え方)は適切であつたという評価が暗黙に前提とされているといえるであらう。しかし、受領義務を認めるといふ考え方に立つた起草者が、受領義務の違反を受領遅滞制度と結び付けたこと(穂積博士の起草説明や梅博士の見解から読み取れる考え方)がそもそも果たして適切であつたといえるかについては、これ自体、実は検討の余地がありうるように思われるのである。なお、この点についても、すでに末弘説に対してもあてはまりうる問題だと考える。

第四に、我妻説では受領遅滞の効果と提供自体の効果とを峻別する。これは、我妻博士が、債務不履行責任を問うには一律に帰責事由が必要であると考える、また、債務不履行の効果については、民法の規定に則して、当然、損害賠償および解除を考<sup>24)</sup>え(もちろん、要件としての帰責事由の例外としては金銭債権の履行遅滞に関する四一九条二項後段、そしてかつ、受領義務の違反を受領遅滞であると把握されるからこそ、すなわち、受領遅滞を債務不履行責任であると捉えるからこそ、ここから体系的思考に基づき、演繹して、一方、受領遅滞責任を問うための要件として帰責事由を一律に要求され、他方、効果においては、債務不履行の効果とは異質である弁済提供の効果を受領遅滞の効果から除外されたというものではなからうか。つまりこれは、博士が、債務不履行についての自説の理論(要件として帰責事由が必要、効果は損害賠償、解除)を受領遅滞についてあてはめた論理的帰結を提示されているものであり、受領遅滞を債務不履行責任とみる以上、受領遅滞の要件と効果は「こうあるべきである」ということだと思われる。しかし、一方、四一三条の要件には「履行(弁済)の提供があること」があり、他方、受領義務を認める場合でもその違反を履行遅滞の問題として処理する可能性も論理上ありうると思われることを考慮するならば、仮に博士の

ように受領義務を認めるのであるにせよ、その違反を受領遅滞責任と当然に結び付け、かつ、受領遅滞の効果について博士のような形で演繹的に割り切って考えてしまつて果たしてよいものかについて、さらに検討の余地がありうるように思われる。起草過程からみても、四一三条は客観的には弁済提供の効果とその効果に含むものであったし、梅博士の立場もこのようなものであったと考えられる。そして、末弘博士の見解はまさにこれを明言したものであった。そうだとすれば、我妻説の帰結は、四一三条の文理、ないし四一三条に原始的に内在し同条から本来的に導かれうると思われる帰結から大きく離れるものとはいえないであらうか。

第五に、我妻博士は、若干の変遷を経たのち、最終的帰結として、受領遅滞の効果の中に注意義務の軽減、そして、受領遅滞後の不可抗力による履行不能はなお債権者の責に帰すべき履行不能となるという効果も認められていく。けれども、この点は、博士が、受領遅滞を債務不履行の制度であると把握されることと抵触するのではあるまいか。これらは明らかに義務違反（債務不履行）の効果ではないはずだからである。

さて、それでは、我妻説については以上にとどめ、さらに次節に進むこととする。

## 注

(1) 我妻博士は、鳩山秀夫著『債権法における信義誠実の原則』の序（同書二五頁）において、「私は、末弘博士に追隨して、わが民法の解釈としても、債権者に受領義務を認めることができると考えているものである（我妻、債権総論「四三三」参照）。しかし、鳩山博士の説と袂を別つた以上、自分の説について、なお一層の吟味と論証をゆるがせにしてはならない、と心ひそかに考えている。」と述べ、自説が末弘説の系譜に属するものであることを明言しておられる。

(2) 我妻栄『債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、昭一五）九頁以下。

(3) 我妻・前掲書一八八頁以下。なお、我妻博士におけるこの理論の萌芽は、すでに、我妻栄『岩波全書民法Ⅱ』（岩波書店、昭九）四四六頁（本文ですぐ後に引用するところ参照）や、同『債権法講義案』（岩波書店、昭一一）二八三頁以下、二九〇頁以下においてみられる（これを支持するものであることがその叙述内容から明らかなものとして、和田于一『判例契約解除法上



る信義則——債権をもって、当該債権を発生させる社会的目的の達成を共同目的とする一個の法律関係の中に包含されるものであり、両当事者は信義則を規準として給付の実現に協力すべきものであるという理論——」に求める、とされるのである（同書二三八頁）。

(5) 我妻『債権総論（民法講義IV）』一八九頁、同『債権総論』二二九頁、同『新訂債権総論』二三八頁。さらにすでに、同『岩波全書民法II』四四六頁、同『債権法講義案』二九一頁。もつとも、『新訂債権総論』二三八頁における叙述では、受領遅滞を債務不履行の制度であると理解すべきことの根拠の挙げ方の順序が逆になっており、この、四一三条のわが民法に占める位置（具体的な叙述では、「受領遅滞を提供とは別個に規定し、しかもこれを債務不履行の規定の中に挿入して、その効果について何も規定をしていない民法の構成の下では、債務不履行の一態様とすることがむしろ合理的であろう」）の方が、「債権法を支配する信義則——債権をもって、当該債権を発生させる社会的目的の達成を共同目的とする一個の法律関係の中に包含されるものであり、両当事者は信義則を規準として給付の実現に強力すべきものであるという理論——」（同書同頁）の前に挙げられている。しかし、全体の趣旨が変化しているものではけつてない。

なお、我妻博士が『債権総論（民法講義IV）』において協同体理論を提唱され、あるいはこれ以前にその萌芽的見解を主張されていたのと同時代に、もしくは、これより以前に（したがって、時代的には末弘博士の見解が現れるよりも以前に）我妻説と比較的近い主張がまったくなかつたかといえは、そうではない。すなわち、たとえば、すでに岡村玄治『債権法総論』（巖松堂書店、大一一）八九頁は、「惟フニ法律カ債権債務ヲ認メタルハ債務者ヲシテ之ヲ履行セシメ債権者ヲシテ之ヲ受領セシメンカ為メナリ。故ニ：〔略〕：苟モ債権債務ノ存在スル以上ハ債務者ニハ履行ヲ要求シ債権者ニハ其受領ヲ要求スルモノニシテ債権者カ現ニ債務ノ本旨ニ從ヒタル履行ノ提供ヲ受ケタルニモ拘ラス何等ノ理由ナクシテ其受領ヲ拒絶スルハ即チ債務者ニ対シテ汝ハ其債務ヲ履行スヘキモノナリ而モ我ハ何等ノ理由ナク唯欲セサルカ故ニ之ヲ受ケサル也ト云フト異ナルナク、如何ニ信義ノ原則ニ悖リ善良ノ風俗ニ反スルカハ言ハスシテ明カナルカ故ニ債権者ニハ其受領ノ義務アルモノト云ハサルヘカラス。」としていた。ただし、同書同頁は、「此義務タルヤ其本質ハ債務ナリト雖モ全ク債権ニ從属スル義務ニシテ民法所謂債務ニ非ス。民法所謂債務ノ履行ハ此義務ノ履行ヲ包含セサルカ故ニ此義務ノ履行遅滞ニ付テハ特ニ規定ヲ設クル必要アリ。之レ則チ民法第四一三条ノ規定アル所以ナリ。」とする。そして、このように債権者の受領義務を認める以上、債権者遅滞には故意過失を要すると解さなければならず、また債権者遅滞の効果については、①「債権者ノ遅滞モ亦義務ノ違背ナルカ故ニ其遅滞ニ因リテ債務者ノ受タル損害ハ之ヲ賠償スヘキモノニシテ民法第四一五条乃至第四一八条ハ其準用アルモノト云ハサルヘカラス。」また、②「債務者ハ債権者遅滞ノ時ヨリ将来ニ向テ自己ノ遅滞ノ責ヲ免ルルモノニシテ此効果ハ民法第四九二条ニ定ムル弁済提供ノ効果ト全ク

一致ス。」さらに、③ 債務者は供託ができる目的物については供託ができる、と説いていた(同書九〇頁以下)。そして、同『改訂債権法総論』(巖松堂書店、昭一五)九九頁以下でも、これと同趣旨の叙述を繰り返して展開していた。

また、小池隆一・法学研究一四巻一号(昭一〇)は、元來債権関係において、信義誠実および公平の原則が行われるべきことは誰も否定できない。そして、これらの原則は、単に債務者に対してのみ適用されるものではなく、もちろん債権者もその支配を受けるべきことは全く疑いがない。そうであれば、債権者に受領義務を負担させることは、これらの原則上きわめて至当だといわなければならない、と説き(同論文五〇頁)、さらに次のように独自の理論を展開していた。すなわち、「抑も吾人の社会生活に於て、相互依存の關係の存在することは、厳然たる事實である。而して此事實の上に、所謂社会連帶主義なる理論が、建設せられたのである」が、「吾人は法の研究を為すに當つて、社会連帶の理論並に其事實に対して、深甚なる考慮を払ふことを要すべき」である。「この理論を基礎として考ふれば、各人は生れながら社会に対して、返還すべき負債を有するものと、云はねばならぬ。蓋し相互依存なる事實は、過去並に現在及び将来に於ても存在すべきが故に、吾人が現に生存を為し得るのは、過去及び現在に於ける他人の努力の結果を、利用するがために外ならぬからである。かくして吾人は、一方に於て自己の負担せる負債を返済するがために、充分なる努力を尽すべきであると共に、進んで或程度の貢獻を社会に致すべく、心掛けねばならぬ。法律が吾人に權利を与へたるは、此理由に基くのである。換言すれば所謂社会的機能 (fonction sociale) を実現せしむる手段として、吾人に權利が与へらるるに至つたのである。／以上の見解にして誤謬にあらずとすれば、權利者は適当にその有する權利を行使すべき義務を負ふものと、云はねばならぬ。」(同論文五一頁以下)、「以上に於て略述したるが如く、吾人の最も要當なりと信ずる社会連帶の原理に立脚して考ふるときは、權利は決して權利者の私利私欲を満足せしむるがために存するものではなく、吾人の負担する社会的機能を実現するがために、認められたるものである、従つて權利者は、適当に其權利を行使すべき義務あるものと、云はねばならぬ。仮りに百歩を譲つて右の見解を不當なりとするも、上述したる信義誠実の原則及び公平の原則上、債権者に受領義務を認むべきことは、一点の疑ひもない。尚ほ又、債権者が權利行使の自由を有すること、受領義務の有無とは、常に必ずしも関連して論じ得られざること、注意せねばならぬ。蓋し債務者が、債権者の請求ある以前に於て、その履行の提供を為すことも、あるからである。」(同論文五三頁)

さらに同論文五九頁以下は、「我民法が、受領遲滞に関して唯だ一箇條の規定を設けたるに過ぎざる点及び其規定が受領遲滞の效果に付いて、単に遲滞の責に任ずると云ふに止まること並に第四百十三條の條文上の位置より考へて、本條は債権者の給付の不受領が、債権者の義務違反なることに付き、一般世人の注意を喚起すべき目的を有するものと解するのが、最も妥當なる解決であると思ふ。…〔略〕…右の如く解することは、近代の進歩せる法律思想にも、適合するものと云ふことが、出来るのである。」

と説いていた。そして、小池教授は以上の見解の骨子を、同『日本債権法総論』（清水書店、昭八）一六六頁以下ですでに記されている。

なお、受領義務を認めて受領遅滞を債務不履行とみるべきであるが、だからといってその効果を債務不履行と同一に解すべき必要性はなく、受領遅滞責任は民法四一三条を中心としてその制度趣旨に沿うように解すべきであるとの考え方を、危険負担（危険移転）の問題とからめて独自に説いたものに、浅井清信『債権法に於ける危険負担の研究』（立命館出版部、昭一七）一五〇頁以下がある。

(6) 事実、たとえば、我妻説を支持する片山『民法演習Ⅲ（債権総論）』五七頁は、我妻理論に立脚して、「当事者は権利義務を盾として冷然と対立すべきものではなく、むしろ債権関係によって企図された共同の目的達成に協力すべき有機的な関係を構成するものであり、ここに、債権者に債権とならんで受領義務が肯定されなければならない。もちろん、このことは債権の行使が同時に義務であるということの意味ではない。」と解説する。

(7) 同書四四六頁以下。

(8) 我妻栄『債権各論中巻一』（岩波書店、昭三三）三二五頁。

(9) 我妻『債権総論（民法講義Ⅳ）』一九〇頁以下、同『債権総論』一三〇頁、同『新訂債権総論』二四〇頁。なお、すでにたとえば、同『岩波全書民法Ⅱ』四四七頁、同『債権法講義案』二九一頁、参照。

(10) 本文に引用のため抜粋したところは、我妻『新訂債権総論』二三五頁からのもの。文体に若干の違いがあるものの、博士はすでにこのことを同『債権総論（民法講義Ⅳ）』一八六頁および同『債権総論』一二七頁で述べておられる。さらに、より以前には、同『岩波全書民法Ⅱ』四四八頁、四五〇頁、同『債権法講義案』二八九頁以下において、同一趣旨を述べておられる。

(11) なお、従来我妻博士は、履行の強制執行を受けない、ということをもここで挙げておられた（我妻『岩波全書民法Ⅱ』四四八頁、同『債権総論（民法講義Ⅳ）』一八五頁、同『債権総論』一二六頁）が、同『新訂債権総論』二三四頁において、債務者は、供託しない限り、単に有効な提供をしただけでは、強制執行手続の取消または停止を求めえない、と改説された。本文では、確定された我妻説という意味で、履行の強制執行を受けないこと、を除いてある。

(12) その理由は、弁済期前の提供が本旨に従うものとみられるのは、債務者が期限の利益を放棄できる場合であるが、このような提供があるにもかかわらず、なお債務者にその後の約定利息を支払わせることは、あたかも提供後における遅延利息を支払わせるのと同一に帰するから、というものである。我妻『債権総論（民法講義Ⅳ）』一八五頁、同『債権総論』一二六頁、同『新訂債権総論』二三四頁。なお、同『岩波全書民法Ⅱ』四四八頁では、提供以後の約定利息は、性質上履行遅滞による損害賠償だか

らである、と理由づけられていた。

(13) もっとも、この効果については、我妻『債権総論（民法講義Ⅳ）』一八五頁、同『債権総論』二二七頁、同『新訂債権総論』二三四頁が認めるものであり、同『岩波全書民法Ⅱ』四四八頁では未だ挙げられておらず、また、同『債権法講義案』二九〇頁では、相手方の同時履行の抗弁権を失わせるか否かには争いがある、と記されるにとどまり、結論は留保されていた。

(14) すでに、我妻『民法全書民法Ⅱ』四五〇頁においてこのように述べられており、これがのちの同『債権総論（民法講義Ⅳ）』一八六頁、同『債権総論』二二七頁、同『新訂債権総論』二三四頁にそれぞれ引き継がれている。

(15) その内容として、我妻『岩波全書民法Ⅱ』四四八頁では、遅滞による弁済費用や保管費用が増加したときは、債務者はこれを受領遅滞の効果として債権者から請求でき、その他にも債務者は受領遅滞を理由に損害賠償を請求できるとしていたが、その後における説明は次のとおりである。すなわち、債権者遅滞によって弁済費用を増加したときは、その、債権者の行為によるものと認めうるものは、債務者は、常に増加額を請求することができるが（四八五条）、そうでないものは、損害賠償として請求できるとするのが至当である。保管費用の増加を生じた場合も同様である（同『債権総論（民法講義Ⅳ）』一八六頁、一九一頁、同『債権総論』二二七頁、一三〇頁以下、同『新訂債権総論』二四〇頁以下）。なお、より詳しくいえば、『新訂債権総論』二四一頁では、債権者遅滞によって弁済費用を増加したときは、その、債権者の行為によるものと認めうるものは、債権者は、「提供の效果として」常に増加額を請求することができ（四八五条）、そうでないものは、損害賠償として、債権者の責に帰すべき事由あることを要件として、請求できる、保管費用の増加を生じた場合も同様である、とする（もっとも、それでは博士は、弁済費用や保管費用の増加が債権者の行為によると認められる場合に債務者が増加額の賠償を請求することができることを、「提供自体の效果」として正面から挙げるかという点、それはしていない。提供自体の效果として博士が挙げるのは、本文で紹介した①ないし③のものである）。

(16) 我妻『岩波全書民法Ⅱ』四四八頁、四五〇頁。

(17) 我妻『債権法講義案』二九〇頁。

(18) 我妻『債権法講義案』二九二頁では、次のように述べられている。すなわち、「債権者遅滞の效果は、債務者遅滞の效果と同様である。即ち、（イ）債権者遅滞以後に於ては不可抗力に因る履行不能も債権者の責に帰すべきものとなる（五三六条二項参照）。のみならず、（ロ）債務者は損害賠償請求権及び解除権を取得する。」

また、同『債権総論（民法講義Ⅳ）』一九二頁、同『債権総論』二二二頁では、債権者遅滞の後に履行不能となるときは、不可抗力に基づく場合にもなお債権者の責に帰すべき事由による履行不能とすべきことはもちろんである、と叙述され、履行遅滞

後の不能について述べた部分が参照箇所として指示されていたのに対し、同『新訂債権総論』二四二頁では、「債権者遅滞の後履行不能となるときは、不可抗力に基づく場合にも、なお債権者の責に帰すべき事由による履行不能となすべきことは、履行遅滞におけると同様である。」とさらに明確に文章化されている。

なお、『債権法講義案』の上掲箇所では「債権者遅滞の効果は、債務者遅滞の効果と同様である」と明示的に記されているのは、未だ注意義務の軽減が受領遅滞の効果として考えられていなかったためであろうか。その後、同『債権総論(民法講義IV)』以後の時代になると、受領遅滞の効果の叙述の冒頭で、このように記されることはなくなる。

(19) 我妻『債権総論(民法講義IV)』一九三頁、同『債権総論』一三二頁、同『新訂債権総論』二四二頁。

(20) すでに、我妻『岩波全書民法II』四四九頁以下。

(21) 要件面、効果面における我妻説の帰結は、受領遅滞を受領義務違反という債務不履行であると捉えるこれまでにみてきた説と対比した場合、我妻説の特徴であるとも評価できるであろうが、我妻博士は、この帰結を直接には未弘説を念頭に置きつつ、意識的・積極的に導いたものと思われるので、単に特徴と評するよりも意義といった方がよいと考える。

(22) 戦後、我妻説支持をいち早く明確に表明した代表的なものに、たとえば、吾妻光俊『法律学講座(1) 民法 債権総論(完)』(弘文堂、昭二七) 八三頁、同『新版債権法』(弘文堂、昭三九) 八三頁、高梨公之『債権法総論』(日本大学出版局、昭二七) 二八〇頁以下、山中康雄『債権総論』(巖松堂書店、昭二八) 六四頁以下、松坂佐一『民法提要債権総論』(有斐閣、昭三二) 一一三頁、加藤『民法教室債権編』二七三頁、片山『民法演習III(債権総論)』五六頁以下、永田菊四郎『新民法要義(第三卷上債権総論)』(帝国判例法規出版社、昭三六) 一一九頁以下、三島『総合判例研究叢書(8)』三七頁、四四頁以下、などがある(なお、この時代に、小池隆一『債権法総論』(泉文堂、昭二九) 一三九頁以下が、かつて同『日本債権法総論』一六六頁において叙述したところ〔前注(5)参照〕を再度展開している)。

(23) 2(5)(ロ)参照。

(24) 我妻『岩波全書民法II』四三三頁以下、五五三頁、同『債権法講義案』二一八頁以下、二九二頁、同『債権総論(民法講義IV)』九九頁以下、一八六頁、同『債権総論』六六頁以下、一二七頁、一三〇頁、同『新訂債権総論』九八頁以下、一三五頁。